

令和 8 年 第 6 回美里町農業委員会総会会議録

1. 開 催 期 日 令和 8 年 6 月 2 5 日
2. 開 催 場 所 美里町役場 2 0 1 会議室
3. 開催時刻及び宣告者 午後 1 時 3 0 分 会長
4. 閉会時刻及び宣言者 午後 3 時 0 0 分 会長代理
5. 議 長 会長 松本 清貴
6. 委 員 出 席 状 況

議席番号	農業委員氏名	出欠席	議席番号	農地利用最適推進委員 氏 名	出欠席
1	清水 芳明	出席	東児玉 1	荒木 義雄	出席
2	根岸 利成	〃	〃 2	斉藤 茂	〃
3	茂木 清一	〃	〃 3	杉田 敏夫	〃
4	阿武 富士子	〃	〃 4	根本 三好	〃
5	中嶋 敬子	〃	松久 1	池田 進	〃
6	金井 美知子	〃	〃 2	岡田 克実	〃
7	長谷川 精一	〃	〃 3	佐藤 栄一	欠席
8	中澤 啓二	〃	〃 4	中島 市郎	出席
9	松本 清貴	〃	大沢 1	櫻沢 幸代	〃
1 0	長滝 岳	〃	〃 2	富沢 光男	〃
1 1	深田 和也	〃	〃 3	持田 克己	〃

農業委員会委員 出席： 1 1 名 欠席： 0 名 計： 1 1 名
 農地利用最適化推進委員 出席： 1 0 名 欠席： 1 名 計： 1 1 名

7. 会 議 参 与 者 なし
8. 事務局職員出席者 堀内 匠 上山 洋 小林 茂仁
9. 会 議 進 行 状 況

会 長 皆さんこんにちは。時間になりましたので、始めさせていただきます。ただいまの出席数は農業委員 1 1 人、農地利用最適化推進委員 1 0 人です。農業委員の過半数に達しましたので、これより農業委員会総会第 5 回会議を開きます。

会議規則第 1 3 条第 2 項の規定により、議事録署名人に 1 番委員並びに 2 番委員を指名いたします。

会議規則第 4 条の規定により、議長を務めさせていただきます。これより、議事に入ります。

議 長	第1号議案の営農型太陽光発電関連の農地法第3条、第5条の規定による許可申請案件について議題といたします。事務局より説明をお願いします。
事務局	営農型太陽光発電施設については、農地に支柱を立てて、営農を適切に継続しながら上部空間に太陽光パネルを設置して発電を行うものです。農地法の手続きとしましては、3条で太陽光パネルが上空を覆うため地上権の許可、5条で太陽光パネルの支柱部分についての一時転用許可が必要となります。 最初に、議案書の修正がございます。3ページから8ページの3条及び5条の議案書中、「権利内容」欄では許可の期間が令和18年7月13日までとなっていますが、番号1～番号13すべて期間を令和16年7月21日までと修正をお願いします。 それでは議案の説明をいたします。今回の申請は営農型太陽光発電施設2期分として、平成26年7月に許可を受けた事業で、その後、平成29年、令和2年、令和5年にパネル下での営農に問題がないとして3年の期限付きで一時転用許可を受けたものです。現在では認定農業者などの担い手による営農の場合は一時転用期間を10年とすることが出来ます。今回の申請では令和16年7月で設置から20年が経過し、FITの電力固定価格買取制度の期限となり、営農に関する使用貸借も終了となることから、令和16年までの8年としております。なお、令和16年以降の事業の継続又は設備の撤去につきましては、事業者ごとにFIT認定の切れるタイミングで判断するとのことです。 それでは3ページをご覧ください。第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請案件について説明させていただきます。 番号1 借人 東京都〇〇区〇〇△△丁目△△番△△号 □□ □□ 貸人 大字〇〇△△△番地 □□ □□ 大字〇〇△△△番地 □□ □□ 〇〇市 〇〇町〇〇△△丁目△△番△△号 □□ □□ 土地の所在 大字〇〇字〇〇△△△番、△△△番 大字〇〇字〇〇△△△番 地目 畑 面積 932㎡ 持分1分の1 地目 畑 面積 1,910㎡ 持分2分の1 地目 畑 面積 2,522㎡ 持分4分の1 計3筆 2,518㎡ 権利内容 地上権 一時転用許可日から令和16年7月21日まで 理由 太陽光設備の設置のため 借受地 2,518㎡ 位置 第1種農地 農用地区域外 境内地に接続 第2種農地 農用地区域外 宅地に接続 第1種農地 農用地 宅地から50m 9ページが位置図と付近の状況図です。10、11ページの赤枠内の発電施設部分が対象となります。 番号2 借人 東京都〇〇区〇〇△△丁目△△番△△号 株式会社□□□□ 代表取締役 □□ □□ 貸人 大字〇〇△△△番地 □□ □□ 土地の所在 大字〇〇字〇〇△△△番 地目 畑 面積 4,352㎡ 持分 7分の4 計1筆 2,487㎡ 権利内容 地上権 一時転用許可日から令和16年7月21日まで 理由 太陽光設備の設置のため 借受地 2,487㎡

位置 第1種農地 農用地 宅地に接続 12ページが位置図と付近の状況図です。13ページの赤枠内の発電施設部分が対象となります。

番号3 借人 神奈川県〇〇市〇〇区〇〇△△番△△号 □□□□株式会社
代表取締役 □□ □□ 貸人 大字〇〇△△△番地 □□ □□ 土地の所在 大字〇〇字〇〇△△△番 地目 畑 面積 1,135㎡ 持分 1分の1 計1筆 1,135㎡ 権利内容 地上権 一時転用許可日から令和16年7月21日まで 理由 太陽光設備の設置のため 借受地 1,135㎡ 位置 第2種農地 農用地区域外 宅地に接続。14ページが位置図と付近の状況図です。15ページの赤枠内の発電施設部分が対象となります。

番号4 借人 〇〇市〇〇区〇〇△△丁目△△△番地 □□ □□ 貸人 大字〇〇△△△番地 □□ □□ 土地の所在 大字〇〇字〇〇△△△番 地目 畑 面積 1,910㎡ 持分 2分の1 計 1筆 955㎡ 権利内容 地上権 一時転用許可日から令和16年7月21日まで 理由 太陽光設備の設置のため 借受地 955㎡ 位置 第2種農地 農用地区域外 宅地に接続。

16ページが位置図と付近の状況図です。17ページの赤枠内の発電施設部分が対象となります。

番号5 借人 〇〇市〇〇△△△番地 □□ □□ 貸人 〇〇市〇〇町〇〇△△丁目△△番△△号 □□ □□ 土地の所在 大字〇〇字〇〇△△△番 地目 畑 面積 2,522㎡ 持分 4分の1 計 1筆 631㎡ 権利内容 地上権 一時転用許可日から令和16年7月21日まで 理由 太陽光設備の設置のため 借受地 631㎡ 位置 第1種農地 農用地 宅地から50m。

18ページが位置図と付近の状況図です。19ページの赤枠内の発電施設部分が対象となります。

番号6 借人 東京都〇〇区〇〇△△丁目△△-△△ 株式会社□□□□
代表取締役 □□ □□ 貸人 〇〇市〇〇町〇〇△△丁目△△番△△号 □□ □□ 大字〇〇△△△番地 □□ □□ 土地の所在 大字〇〇字〇〇△△△番 大字〇〇字〇〇△△△番 地目 畑 面積 2,522㎡ 持分 4分の1 地目 畑 面積 3,253㎡ 持分 5分の1 計 2筆 1,281㎡ 権利内容 地上権 一時転用許可日から令和16年7月21日まで 理由 太陽光設備の設置のため 借受地 1,281㎡ 位置 第1種農地 農用地 宅地から50m 第1種農地 農用地 宅地に接続

20ページ、21ページ左図が位置図と付近の状況図です。21ページ右図、22ページの番号6の赤枠内の発電施設部分が対象となります。

番号7 借人 神奈川県〇〇市〇〇区〇〇△△丁目△△-△△ □□ □□
貸人 〇〇市〇〇町〇〇△△丁目△△番△△号 □□ □□ 大字〇〇△△△番地 □□ □□ 土地の所在 大字〇〇字〇〇△△△番 大字〇〇字〇〇△△△番 地目 畑 面積 2,522㎡ 持分 4分の1 地目 畑 面積 3,

253㎡ 持分5分の1 計 2筆 1,281㎡ 権利内容 地上権 一時転用許可日から令和16年7月21日まで 理由 太陽光設備の設置のため 借受地 1,281㎡ 位置 第1種農地 農用地 宅地から50m 第1種農地 農用地 宅地に接続 20ページ、21ページ左図が位置図と付近の状況図です。21ページ右図、22ページの番号7の赤枠内の発電施設部分が対象となります。

番号8 借人 東京都〇〇区〇〇△△丁目△△番△△号 □□ □□ 貸人 大字〇〇△△△番地 □□ □□ 大字〇〇△△△番地 □□ □□ 土地の所在 大字〇〇字〇〇△△△番、△△△番 △△△番 地目 畑 面積 314㎡ 持分 1分の1 地目 畑 1,143㎡ 持分 2分の1 地目 畑 面積 682㎡ 持分 1分の1 計 3筆 1,568㎡ 権利内容 地上権 一時転用許可日から令和16年7月21日まで 理由 太陽光設備の設置のため 借受地 1568㎡ 位置 第1種農地 農用地 宅地から60m 第1種農地 農用地 宅地から40m 第1種農地 農用地 宅地から50m 23ページが位置図と付近の状況図です。24ページの赤枠内の発電施設部分が対象となります。

番号9 借人 神奈川県〇〇市〇〇△△番△△号 合同会社□□□□ 代表社員 □□ □□ 貸人 大字〇〇△△△番地 □□ □□ 土地の所在 大字〇〇字〇〇△△△番 地目 畑 面積 1,143㎡ 持分 2分の1 計 1筆 572㎡ 権利内容 地上権 一時転用許可日から令和16年7月21日まで 理由 太陽光設備の設置のため 借受地 572㎡ 位置 第1種農地 農用地 宅地から40m 25ページが位置図と付近の状況図です。26ページの赤枠内の発電施設部分が対象となります。

番号10 借人 東京都〇〇区〇〇△△丁目△△番△△号 合同会社□□□□ 代表社員 □□ □□ 貸人 大字〇〇△△△番地 □□ □□ 大字〇〇△△△番地 □□ □□ 土地の所在 大字〇〇字〇〇△△△番 大字〇〇字〇〇△△△番 地目 畑 面積 3,253㎡ 持分 5分の1 地目 畑 面積 4,352㎡ 持分 7分の1 計 2筆 1,272㎡ 権利内容 地上権 一時転用許可日から令和16年7月21日まで 理由 太陽光設備の設置のため 借受地 1,272㎡ 位置 第1種農地 農用地 宅地に接続 第1種農地 農用地 宅地に接続

27ページが位置図と付近の状況図です。28ページの赤枠内の発電施設部分が対象となります。

番号11 借人 東京都〇〇区〇〇△△-△△-△△ □□ □□ 貸人 大字〇〇△△△番地 □□ □□ 土地の所在 大字〇〇字〇〇△△△番 地目 畑 面積 3,253㎡ 持分5分の1 計 1筆 651㎡ 権利内容 地上権 一時転用許可日から令和16年7月21日まで 理由 太陽光設備の設置のため 借受地 651㎡ 位置 第1種農地 農用地 宅地に接続 29ページが位置図と付近の状況図です。30ページの番号11の赤枠内の発電

施設部分が対象となります。

番号12 借人 神奈川県〇〇市〇〇区〇〇△△丁目△△番地△△ 有限会社□□□□ 代表取締役 □□ □□ 貸人 大字〇〇△△△番地 □□ □□ 土地の所在 大字〇〇字〇〇△△△番 地目 畑 面積 3,253㎡ 持分5分の1 計1筆 651㎡ 権利内容 地上権 一時転用許可日から令和16年7月21日まで 理由 太陽光設備の設置のため 借受地 651㎡ 位置 第1種農地 農用地 宅地に接続 29ページが位置図と付近の状況図です。30ページの番号12の赤枠内の発電施設部分が対象となります。

番号13 借人 東京都〇〇区〇〇△△丁目△△番△△号 株式会社□□□□ 代表取締役 □□ □□ 貸人 大字〇〇△△△番地 □□ □□ 土地の所在 大字〇〇字〇〇△△△番 地目 畑 面積 4,352㎡ 持分7分の2 計1筆 1,243㎡ 権利内容 地上権 一時転用許可日から令和16年7月21日まで 理由 太陽光設備の設置のため 借受地 1,243㎡ 位置 第1種農地 農用地 宅地に接続 31ページが位置図と付近の状況図です。32ページの番号12の赤枠内の発電施設部分が対象となります。

3条の地上権の許可基準につきましては、周辺農地の営農に支障がないこと。営農を行うものに同意を得ていること。となっております。

周辺農地からはこれまでも苦情等なく、また営農を行う万葉ファームからも同意書が提出されています。第1号議案 農地法第3条につきましては以上です。

つづきまして、6ページをご覧ください。農地法第5条の規定による許可申請案件について説明させていただきます。

番号1 申請者住所・氏名 土地の所在 地目 については3条の番号1と同様です。面積 932㎡の内 0.3655㎡ 持分1分の1 1,910㎡の内 0.3655㎡ 持分2分の1 2,522㎡の内 0.3655㎡ 持分4分の1 計3筆 5,364㎡の内 1.0965㎡ 転用目的 一時転用 営農型太陽光発電施設 権利内容 賃貸借権 許可日から令和16年7月21日まで 申請内容 太陽光パネル480枚 発電出力120.0kW 取得状況 令和6年10月29日 相続 平成31年2月13日 相続 令和7年5月21日 相続 仮登記・抵当権 無 位置及び図面については3条の番号1と同様です。

番号2 申請者住所・氏名 土地の所在 地目 については3条の番号2と同様です。面積 4,352㎡の内 1.4620㎡ 持分7分の4 計1筆 4,352㎡の内 1.4620㎡ 転用目的 一時転用 営農型太陽光発電施設 権利内容 賃貸借権 許可日から令和16年7月21日まで 申請内容 太陽光パネル640枚 発電出力160.0kW 取得状況 平成20年5月3日 相続 仮登記・抵当権 無 位置及び図面については3条の番号2と同様です。

番号3 申請者住所・氏名 土地の所在 地目 については3条の番号3と同様です。面積 1,135㎡の内 0.3655㎡ 持分1分の1 計1筆

1, 135㎡の内 0.3655㎡ 転用目的 一時転用 営農型太陽光発電施設 権利内容 賃貸借権 許可日から令和16年7月21日まで 申請内容 太陽光パネル160枚 発電出力40.0kW 取得状況 令和6年10月29日 相続 仮登記・抵当権 無 位置及び図面については3条の番号3と同様です。

番号4 申請者住所・氏名 土地の所在 地目 については3条の番号4と同様です。面積 1,910㎡の内 0.4070㎡ 持分2分の1 計1筆 1,910㎡の内 0.4070㎡ 転用目的 一時転用 営農型太陽光発電施設 権利内容 賃貸借権 許可日から令和16年7月21日まで 申請内容 太陽光パネル160枚 発電出力40.0kW 取得状況 平成31年2月13日 相続 仮登記・抵当権 無 位置及び図面については3条の番号4と同様です。

番号5 申請者住所・氏名 土地の所在 地目 については3条の番号5と同様です。面積 2,522㎡の内 0.3817㎡ 持分4分の1 計1筆 2,522㎡の内 0.3817㎡ 転用目的 一時転用 営農型太陽光発電施設 権利内容 賃貸借権 許可日から令和16年7月21日まで 申請内容 太陽光パネル160枚 発電出力40.0kW 取得状況 令和7年5月21日 相続 仮登記・抵当権 無 位置及び図面については3条の番号5と同様です。

番号6 申請者住所・氏名 土地の所在 地目 については3条の番号6と同様です。面積 2,522㎡の内 0.3655㎡ 持分4分の1 3,253㎡の内 0.3493㎡ 持分5分の1 計2筆 5,775㎡の内 0.7148㎡ 転用目的 一時転用 営農型太陽光発電施設 権利内容 賃貸借権 許可日から令和16年7月21日まで 申請内容 太陽光パネル320枚 発電出力80.0kW 取得状況 令和7年5月21日 相続 令和2年6月17日 相続 仮登記・抵当権 無 位置及び図面については3条の番号6と同様です。

番号7 申請者住所・氏名 土地の所在 地目 については3条の番号7と同様です。面積 2,522㎡の内 0.3817㎡ 持分4分の1 3,253㎡の内 0.3493㎡ 持分5分の1 計2筆 5,775㎡の内 0.7310㎡ 転用目的 一時転用 営農型太陽光発電施設 権利内容 賃貸借権 許可日から令和16年7月21日まで 申請内容 太陽光パネル320枚 発電出力80.0kW 取得状況 令和7年5月21日 相続 令和2年6月17日 相続 仮登記・抵当権 無 位置及び図面については3条の番号7と同様です。

番号8 申請者住所・氏名 土地の所在 地目 については3条の番号8と同様です。面積 314㎡の内 0.1549㎡ 持分1分の1 1,143㎡の内 0.2521㎡ 持分2分の1 682㎡の内 0.3493㎡ 持分1分の1 計3筆 2,139㎡の内 0.7563㎡ 転用目的 一

時転用 営農型太陽光発電施設 権利内容 賃貸借権 許可日から令和16年7月21日まで 申請内容 太陽光パネル320枚 発電出力80.0kW 取得状況 令和元年7月30日 相続 令和元年7月30日 相続 平成15年1月5日 相続 仮登記・抵当権 無 位置及び図面については3条の番号8と同様です。

番号9 申請者住所・氏名 土地の所在 地目 については3条の番号9と同様です。面積 1,143㎡の内 0.3655㎡ 持分2分の1 計1筆 1,143㎡の内 0.3655㎡ 転用目的 一時転用 営農型太陽光発電施設 権利内容 賃貸借権 許可日から令和16年7月21日まで 申請内容 太陽光パネル160枚 発電出力40.0kW 取得状況 令和元年7月30日 相続 仮登記・抵当権 無 位置及び図面については3条の番号9と同様です。

番号10 申請者住所・氏名 土地の所在 地目 については3条の番号10と同様です。面積 3,253㎡の内 0.3655㎡ 持分5分の1 4,352㎡の内 0.3493㎡ 持分7分の1 計2筆 7,605㎡の内 0.7148㎡ 転用目的 一時転用 営農型太陽光発電施設 権利内容 賃貸借権 許可日から令和16年7月21日まで 申請内容 太陽光パネル320枚 発電出力80.0kW 取得状況 令和2年6月17日 相続 平成20年5月3日 相続 仮登記・抵当権 無 位置及び図面については3条の番号10と同様です。

番号11 申請者住所・氏名 土地の所在 地目 については3条の番号11と同様です。面積 3,253㎡の内 0.3655㎡ 持分5分の1 計1筆 3,253㎡の内 0.3655㎡ 転用目的 一時転用 営農型太陽光発電施設 権利内容 賃貸借権 許可日から令和16年7月21日まで 申請内容 太陽光パネル160枚 発電出力40.0kW 取得状況 令和2年6月17日 相続 仮登記・抵当権 無 位置及び図面については3条の番号11と同様です。

番号12 申請者住所・氏名 土地の所在 地目 については3条の番号12と同様です。面積 3,253㎡の内 0.3655㎡ 持分5分の1 計1筆 3,253㎡の内 0.3655㎡ 転用目的 一時転用 営農型太陽光発電施設 権利内容 賃貸借権 許可日から令和16年7月21日まで 申請内容 太陽光パネル160枚 発電出力40.0kW 取得状況 令和2年6月17日 相続 仮登記・抵当権 無 位置及び図面については3条の番号12同様です。

番号13 申請者住所・氏名 土地の所在 地目 については3条の番号13と同様です。面積 4,352㎡の内 0.7148㎡ 持分7分の2 計1筆 4,352㎡の内 0.7148㎡ 転用目的 一時転用 営農型太陽光発電施設 権利内容 賃貸借権 許可日から令和16年7月21日まで 申請内容 太陽光パネル320枚 発電出力80.0kW 取得状況 平成20

	年 5 月 3 日 相続 仮登記・抵当権 無 位置及び図面については 3 条の番号 1 3 同様です。 5 条の一時転用許可基準につきましては、太陽光パネル下部の農地における営農の適切な継続が確実であることが必要となります。令和 7 年度から「太陽光パネル下部の農地」の基準が変わり、単にパネルの下のみではなく、設備の存する農地全体での営農が必要となりました。そのため、パネルの設置していない余剰地のうち管理用通路等を除いた箇所では榊の補植用苗を栽培し農地全体での営農を実施しています。また、営農の適切な継続の基準として地域の平均的な収穫量と比較して 8 割以上を満たすこととなっております。榊の 10 年目以降の地域の平均収穫量、10 アール当たり 4,750 本に対し、5,274 本と上回っております。また、売り上げにつきましては、3 年前の更新時は 1 区画当たり約 4 万 5 千円のところ、販路拡大に努めた結果、今回は約 5 万円となったとの報告を受けております。 農地法第 5 条につきましては以上です。営農型太陽光発電施設関連についての説明は以上となりますので、一括での審議をお願いいたします。
議 長	それでは、営農型太陽光発電関連 3 条の番号 1 から番号 1 2 及び、5 条の番号 1 から番号 1 3 を審議いたします。6 番委員より補足説明がありましたらお願いいたします。
6 番委員	補足はありません。
議 長	次に、推進委員松久 4 番より意見がありましたらお願いいたします。
推進委員 松久 4 番	意見はありません。
議 長	他に推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いします。意見がないようですので次に移ります。次に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いします。質問がないようですから、採決したいと思います。営農型太陽光発電関連の農地法第 3 条の番号 1 から番号 1 3 及び、5 条の番号 1 から番号 1 3 について許可と思われる農業委員の方の挙手をお願いします。

	(農業委員全員挙手)
議 長	賛成全員につき、許可と決定します。 営農型太陽光発電関連の農地法第3条、5条の審議が終わりましたので事務局長より審議結果の確認をお願いします。
事務局長	営農型太陽光発電関連の農地法第3条の番号1から番号13については許可。農地法第5条の番号1から番号13の案件につきましては許可相当と議決されました。
議 長	続きまして、第2号議案の農地法第3条の規定による許可申請案件について議題といたします。事務局より説明をお願いします。
事務局	34ページをご覧ください。番号1の案件になります。受入 大字〇〇△△番地 □□ □□ 渡人 大字〇〇△△△番地 □□ □□ 土地の所在 大字〇〇字〇〇△△△番 地目 畑 面積1,210㎡ 計1筆 1,210㎡ 権利内容 所有権 理由 規模拡大 自作地363㎡ 借受地 0㎡ 貸付地 0㎡ 取得状況 平成30年3月10日 相続 不耕作 無 家族数 1 従農数 1 経態につきまして専業と記載しましたが正しくは兼業です。訂正をお願いします。所有機械 管理機1台、軽トラック1台、油圧シャベル1台を所有 位置は農用地区域外で自宅から0.1kmです。 35ページをご覧ください。こちらは、番号1、〇〇地区の申請地の場所になります。左上が付近の状況図、左下が航空写真、右側が公図の写しでございます。 申請地は長年耕作がされず、雑草などが繁茂していましたが、現在、整地作業を行っている状況です。今年の12月に整地作業を完了する予定になっていて、その後に、ブドウやイチジクを栽培する予定になっています。受入の耕作地をすべて確認しましたが、違反や耕作放棄地はありませんでした。 申請理由ですが、渡人農業を縮小するため受入に農地を譲り渡したいとのことです。受入は申請地の近隣の畑でブドウを栽培しており、規模を拡大したいと考え申請に至ったとのことです。以上、番号1の案件になります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議 長	農地法第3条の規定による番号1を審議いたします。3番委員より補足説明

	がありましたらお願いいたします。
3 番委員	渡人は高齢で農地に手が入れられなく農地を処分したいと話していました。 受人は昨年新規で農地を取得しシャインマスカットを栽培しています。自宅近くで果樹園をやりたいとのこと。
議 長	次に、推進委員松久 2 番より意見がありましたらお願いいたします。
推進委員 松久 2 番	現地はきれいにしている途中でした。問題ないと思います。
議 長	他に推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いします。意見がないようですので次に移ります。次に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いします。2 番委員
2 番委員	所有機械の油圧ショベルは何にしようするのでしょうか。
事務局	抜根や整地に使用していると思います。
議 長	他に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いします。質問がないようですから、採決したいと思います。農地法第 3 条の番号 1 について許可と思われる農業委員の方の挙手をお願いします。 (農業委員全員挙手)
議 長	賛成全員につき、許可と決定します。 続きまして、3 条の番号 2 について、事務局より説明をお願いします。
事務局	3 6 ページをご覧ください。番号 2 の案件になります。受入 大字〇〇△△△番地 □□ □□ 渡人 〇〇市〇〇△△△番地 □□ □□ 土地の所在

	大字〇〇字〇〇△△△番 地目 畑 面積494㎡ 計1筆 494㎡ 権利内容 所有権 理由 新規取得 自作地0㎡ 借受地0㎡ 貸付地0㎡ 取得状況 平成28年7月7日 相続 不耕作 無 家族数 4 従農数 2 経態 兼業 所有機械 なし トラクター 借用予定 耕耘機 借用予定 トラック 借用予定 位置は農用地区域外で、自宅から0.9kmです。 37ページをご覧ください。こちらは、番号2、〇〇地区の申請地の場所になります。左上が付近の状況図、左下が航空写真、右側が公図の写しでございます。申請地の現在の状況は、管理耕作されている状況です。受人は農地を新規取得のため他に耕作地はありません。 申請理由ですが、渡人は農業を行わないので、受人に農地を譲り渡したいとのことです。受人は、現在、パート従業員で働いていますが、農業を始めてみたいと考え、申請地を取得したいとのことです。なお、申請地を取得後は、ミカン・柿露地野菜の栽培を行いたいとのことです。また、農業用の機械については、程度の良い中古品を探して購入する予定とのことです。機械が揃うまでの間は、近隣に住む親族から借りる予定とのことです。以上、番号2の案件になります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議 長	続いて、3条の番号2を審議いたします。11番委員より補足説明がありましたらお願いします。
11番委員	申請地はきれいに管理されています。新規で果樹及び家庭菜園を行いたいとのことです。
議 長	次に、推進委員大沢3番より意見がありましたらお願いいたします。
推進委員 大沢3番	畑の周りに石垣が積んであり泥が崩れないようにしてあると思います。またチップ混じりの土でこうれから営農を始めるように見えます。
議 長	他に推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いします。意見がないようですので次に移ります。次に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いします。10番委員
10番委員	新規なのでしっかり営農してもらえば問題ないと思います。渡人は親戚なの

	でしょうか。
事務局	親族とのことです。
議 長	他に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いします。5 番委員
5 番委員	畑にするのはもったいないような石垣が積んであり、すぐ家が建つような立派な土地に見えるがどうなのか。
事務局	農地以外の目的で使うとは聞いていません。
議 長	他に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いします。質問がないようですから、採決したいと思います。農地法第 3 条の番号 2 について許可と思われる農業委員の方の挙手をお願いします。 (農業委員全員挙手)
議 長	賛成全員につき、許可と決定します。 農地法第 3 条の審議が終わりましたので事務局長より審議結果の確認をお願いします。
事務局長	農地法第 3 条の番号 1 から番号 2 の案件につきましては許可と議決されました。
議 長	続きまして、第 3 号議案の農地法第 5 条の規定による許可申請案件について議題といたします。番号 1 について事務局より説明をお願いします。
事務局	39 ページをご覧ください。番号 1 受入 東京都〇〇区〇〇△△丁目△△番△△号 □□□□株式会社 代表取締役 □□ □□ 渡人は 2 名です 大

	字〇〇△△△番地 □□ □□ 大字〇〇△△△番地 □□ □□ 土地の所在 大字〇〇字〇〇△△△番 地目 田 面積 1,109 m² 同じく△△△番地目 田 面積 1,066 m² 計2筆 2,175 m² 転用目的 老人ホーム 権利内容 所有権 申請内容 2階建て 753.36 m² 取得状況 令和4年1月8日相続 平成21年11月23日 相続 仮登記・抵当権なし 位置 第2種農地 農用地区域外 宅地に接続 40ページをご覧ください。大字本部地内の農地になります。次のページをご覧ください。左が公図、右が配置図になります。 申請人□□□□株式会社は、東京都に本社を置く不動産の管理、運営を行う事業者です。転用目的の老人ホームにつきましては、建物整備及び施設維持管理を□□□□株式会社が行い、老人ホーム施設運営につきましては、〇〇市〇〇町を拠点とし介護事業を展開する株式会社□□□□が土地建物を借りあげ運営を行う計画となっております。株式会社□□□□は令和5年11月に設立され、現在まで「老人ホーム：□□□□」「デイサービス□□□□」「訪問介護□□□□」を開設しています。 申請理由ですが、美里町においては高齢化率が34パーセントとなっており、今後も介護サービス需要は高まるものと考えられ、美里町及び周辺地域においては、高齢者施設が限定的であり、近隣市町を含めても十分な受け入れ体制が整っているとは言えない状況であることから、地域の高齢者が安心して生活できる有料老人ホームの整備を計画しました。本申請地は公共施設が周辺に立地しており静穏で治安の良好な環境であります。また主要道路へのアクセス性も良く、利用家族の来訪、介護車両の送迎、緊急時の対応等において利便性が高い立地であると考え、今回の申請に至ったとのことです。 道路接続については、申請地北と東に町道があり、東側道路から水道の取り出しと、農業集落排水への接続を行います。なお、開発面積が1,000 m²を超えていますので、町の開発行為基準に基づく同意が必要となる事業となりますが、6月23日に同意がされています。説明は以上となります。ご審議をお願いいたします。
議 長	続きまして、農地法第5条の規定による番号1を審議いたします。1番委員から補足説明があればお願いいたします。
1 番委員	高齢者が増えてきているので、老人ホームは必要と思います。
議 長	次に、推進委員松久1番より意見がありましたらお願いいたします。

松久 1 番	1 番委員と同様に、老人ホームは必要になると思います。
議 長	次に、その他の推進委員の方で意見がありましたらお願いいたします。 意見がないようですので次に移ります。次に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いします。8 番委員
8 番委員	意見なのですが、介護付き老人ホームは費用が高額なので、特別養護老人ホームを町で誘致してもらいたいです。
議 長	他に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いします。質問がないようですので、採決したいと思います。農地法第 5 条の番号 1 について、許可相当と思われる農業委員の方の挙手をお願いします。 (農業委員全員挙手)
議 長	賛成全員につき、許可相当と決定します。 続きまして、5 条の番号 2 について、事務局より説明をお願いします。
事務局	4 2 ページをご覧ください。番号 2 受人 ○○市○○△△△番地 □□ □□ 渡人 大字○○△△△番地 □□ □□ 土地の所在 大字○○字○○ △△△番 地目 畑 367 m ² 転用目的 自己用住宅 権利内容 所有権 申 請内容 2 階屋建て 62.96 m ² 取得状況 平成 2 1 年 1 1 月 2 3 日 相続 仮登記・抵当権なし 位置 第 2 種農地 農用地区域外 宅地に接続 4 3 ページをご覧ください。大字○○地内の農地になります。次のページを ご覧ください。左が公図、右が配置図になります。 申請人は現在、夫婦と 5 月に生まれたばかりの子供で○○市の借家で暮ら しています。結婚前からできるだけ早く自己の住宅を建築しようと相談してい ました。申請人は美里町出身で建築地は両親が住んでいる美里町内と考えてい ましたが、両親は土地を所有していないため、町内で希望に合う土地を探し始め ました。そんな時、申請人の幼なじみが祖父である渡人に申請地を譲ってもら えるよう話を進めてくれました。申請地は公民館やスポーツ施設に隣接する閑静 な場所で、実家にも近く建築地に最適であると考え申請に至ったとのことです。接

	続道路は、西と北に町道があり、西町道から水道の取り出し及び集落排水への接続を行う予定です。説明は以上となります。ご審議をお願いいたします。
議 長	続きまして、農地法第5条の規定による番号2を審議いたします。1番委員から補足説明があればお願いいたします。
1 番 委 員	申請地は渡人の自宅のすぐ隣に位置しています。よい環境と思います。
議 長	次に、推進委員松久1番より意見がありましたらお願いいたします。
推進委員 松久1番	住宅が増えると町が活性化するのでよいと思います。
議 長	次に、その他の推進委員の方で意見がありましたらお願いいたします。 意見がないようですので次に移ります。次に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いします。質問がないようですので、採決したいと思います。 農地法第5条の番号2について、許可相当と思われる農業委員の方の挙手をお願いします。 (農業委員全員挙手)
議 長	賛成全員につき、許可相当と決定します。 続きまして、5条の番号3について、事務局より説明をお願いします。
事務局	45ページをご覧ください。番号3 受人 ○○市○○△△丁目△△△番地 □□ □□ 渡人 大字○○△△△番地 □□ □□ 土地の所在 大字○○ 字○○△△△番 地目 田 500㎡ 転用目的 分家住宅 権利内容 使用貸 借権 令和8年9月1日から30年間 申請内容 平屋建て 120.06㎡ 取得 状況 平成21年11月9日 相続 仮登記・抵当権なし 位置 第1種農地 農用地区域外 宅地に接続

	46ページをご覧ください。大字〇〇地内の農地になります。次のページをご覧ください。左が公図、右が配置図になります。 本申請は昨年12月の総会において分家住宅による除外で審議した案件になります。令和8年4月に除外されたため今回は農地転用許可申請になります。 申請理由ですが、申請人は令和6年に結婚し、現在は〇〇市の借家に居住中です。結婚したらできるだけ早く自己の住宅を建築したいと考えていました。建築地については、夫婦共働きで二人とも〇〇市内で働いており、これからの仕事と育児の両立のため、妻の両親の手助けを受けたいと思い、妻の実家近くと考えました。いずれ想定される両親の介護等も考慮し、近隣に住むことで互いに助け合って生活できると考えたものです。結婚当初から不動産店で近隣の土地をさがしてみましたが適当な土地が見つからず、義父に相談したところ、義父が所有する土地を提供してくれることになり、建築地の選定をはじめました。その結果、義父は白地の農地を1筆所有していましたが山沿いの立地で形状が悪く建築に適していないため、農業振興地域内の農用地を利用するほかありませんでした。他に所有する農地はいずれも山際で集落から離れた場所にあり、接道や上下水道に問題があるため建築に適していません。申請地だけが集落に隣接し、実家にも近く接続する道路には上下水道が通っているなど、建築地に最適であり他に選択肢がないため今回の申請に至ったとのこと。接続道路については東側に町道があり、東側町道から上水道及び農業集落排水へ接続をする計画となります。説明は以上となります。ご審議をお願いいたします。
議 長	続きまして、農地法第5条の規定による番号3を審議いたします。11番委員から補足説明があればお願いいたします。
11番委員	町外にいた子供夫婦が家を建てるとことです。実家にも近く、よい場所と思います。
議 長	次に、推進委員大沢3番より意見がありましたらお願いいたします。
推進委員 大沢3番	申請地は傾斜して盛土をすると思いますが、水が出ないか心配です。
議 長	次に、その他の推進委員の方で意見がありましたらお願いいたします。 意見がないようですので次に移ります。次に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いします。2番委員

2 番委員	申請内容が分家住宅でないと農振農用地から除外することはできないのでしょうか？
事務局	農振農用地から除外する要件は分家住宅ではありません。要件を満たせば除外することができます。
議 長	他に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いします。質問がないようですので、採決したいと思います。農地法第 5 条の番号 3 について、許可相当と思われる農業委員の方の挙手をお願いします。 (農業委員全員挙手)
議 長	賛成全員につき、許可相当と決定します。 農地法第 5 条の審議が終わりましたので事務局長より審議結果の確認をお願いします。
事務局長	農地法第 5 条の番号 1 から番号 3 の案件につきましては許可相当と議決されました。
議 長	続きまして、第 4 号議案の令和 7 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について議題といたします。事務局より説明をお願いします。
事務局	農業委員会は、農業委員会等に関する法律により、その区域内における農地等の利用の最適化の推進に関する目標等を内容とする指針を定めることになっており、また、定めた目標等についての実施状況などを点検・評価し公表することとされております。 第 4 号議案では、令和 7 年度に立てた目標等の実施状況などを、点検・評価してまとめたものについて説明させていただきます。 49 ページの左側をご覧ください。農業委員会の状況となっております。令和 7 年度の目標等を立てた時点の、農業委員会の体制、農家や農地の概要が記載さ

れています。右側をご覧ください。最適化活動の実施状況となっております。初めに、1 最適化活動の成果目標の(1) 農地の集積についてです。①の現状及び課題と②の目標は7年度当初に立てたものがそのまま記載されています。③の実績、今年度の新規集積面積は28.13ヘクタールです。昨年度が22ヘクタールでしたので若干増加しました、また、目標達成率は80.6%でした。以上のことを踏まえ、農業委員会の点検結果では、少しずつではあるが、新規集積面積が増えた。目標を達成できるよう、課題を整理したいと、まとめました。

次に、(2) 遊休農地の発生防止・解消です。こちらも、①の現状及び課題と②の目標は7年度当初に立てたものがそのまま記載されています。次のページをご覧ください。③の実績ですが、農業委員会の点検結果に記載してありますが、緑区分遊休農地については目標達成、黄色区分は未達成となっております。④その他で、実施時期などを記載しております。以上のことを踏まえ農業委員会の点検結果では、緑区分は目標を達成できた。黄色区分については、解消に向け対応を検討したいと、まとめました。

次に、(3) 新規参入の促進です。①の現状及び課題と②の目標は記載のとおりです。目標とする新規参入者への貸付け等の面積は8haとなっております。③の実績ですが、新規参入経営体はありませんでした。まとめとして、新規農業従事者が参画しやすい環境づくりや広報等を検討したいとしました。

次に、2 最適化活動の活動目標(1) 推進委員等が最適化活動等を行う日数目標ですが、月当たり10日となっております。

次に、活動強化月間の設定です。①目標で強化月間の回数を3回としております。それに対しての、②実績が2回です。目標に対して実績が減ってしまった理由ですが、令和7年度は中間管理事業の重点地区が無かったことにより、6月の農地の集積を実施しなかったためです。

次のページをご覧ください。(3) 新規参入相談会への参加です。目標回数1に対し、実績は1です。

目標の達成状況の評語ですが、今までの各項目の達成状況に対し点数が付与され、合計点数により決められた評語を入れています。評語は、目標に対して期待どおりの結果が得られた、となりました。

最後に、推進委員等の点検評価結果ですが、各委員の活動日数等に応じた点数に、先ほどの目標の達成状況の評価点数の合計で、該当する評語へ割り振りました。説明は以上です。

議長

次に、推進委員の方で意見がありましたらお願いします。意見がないようですので次に移ります。次に農業委員の方から意見がありましたら挙手をお願いします。質問がないようですので、採決したいと思います。令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について、「意見なし」とすることで良いと思われる農業委員の方の挙手をお願いします

	す。 (農業委員全員挙手)
議 長	賛成全員につき、「意見なし」と決定します。 続きまして、第1号報告事項について事務局より報告をお願いいたします。
事務局	53ページをご覧ください。町より美里町農業経営改善計画認定事業実施要領により、別紙申請人の改善計画を認定したと通知がありましたので報告いたします。次ページをご覧ください。認定農業者経営改善計画(更新)でございます。1番 氏名 □□ □□ 住所 大字○○△△△番地 年齢 74歳 営農類型 稲作・麦類作 計画の概要 各作物の作付面積は水稻300aから600a 小麦 1180aから1500aです。経営改善の方向の概要は、経営ほ場の隣接農地や移動範囲内での規模拡大・集約化を目指す。天候不良が予想される場合は、作業を前倒しで行い、収穫作業の効率化及び収量の安定化を目指す。繁忙期の臨時雇用を検討し、家族の労働時間の軽減を図る。更なる作業効率の向上のため、乾燥機の新規導入やその他農業用機械の更新を図るとのことです。報告は以上となります。
議 長	第1号報告事項について何か質問はありますでしょうか。推進委員東兎玉1番
推進委員 東兎玉1番	今回報告があった農業者は度々営農状況に問題が生じています。そのような方を認定してよいのでしょうか？
事務局	すでに認定された方の報告になります。
議 長	その他委員の皆様から何かありますでしょうか。 ないようですので、以上で報告事項を終わります。 それでは議案のすべてを審議いたしましたので、これで会議を閉じ議長の任を解かさせていただきます。慎重審議ありがとうございました。 閉会を会長代理、お願いいたします。

会長代理

以上をもちまして、第6回の農業委員会総会を終了します。慎重審議ありがとうございました。

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和8年6月25日

議長

松本 清貴

署名委員

清水 芳明

署名委員

根岸 利成